

○深谷市移住支援金交付要綱

令和6年2月28日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、深谷市（以下「市」という。）の定住人口の増加及び地域の活性化を図るため住宅を市内に取得したうえで定住する者に対し、予算の範囲内において深谷市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら自己の居住の用に供するための市内に所在する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。

(2) 定住 市内に住宅を所有し、当該住宅の所在地が、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(3) 住宅取得日 建物の所有権保存登記又は所有権移転登記をした日付をいう。

(4) negi 市が実施している地域通貨ネギーの単位であり、1negiあたり1円相当とする。

(5) パートナーシップ宣誓の関係にある者 深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年3月2日市長決裁）に基づき、パートナーシップの宣誓をした者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に住宅を取得した者であること。

(2) 住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者の年齢が、住宅取得日において、40歳未満であること。

(3) 住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が、令和5年1月1日以降に市内に転入し、その最初の転入の日の1年前までの間に深谷市に住民登録がないこと。

- (4) 住宅の所有者が、住宅取得日から支援金の交付を申請する日までに当該住宅に定住していること。
- (5) 住宅の所有者の市税に滞納がないこと。
- (6) 住宅取得日が、住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が最初に転入した日から起算して5年以内であること。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。
- (8) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (9) 住宅の所有者が、支援金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費及び交付額)

第4条 支援金の額は、別表に掲げる額とする。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、深谷市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び同意書（様式第2号）
- (2) 戸籍の附票第3条第2号及び第3号に該当することが分かる書類
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 建物の登記事項証明書
- (5) テレワーク勤務証明書（様式第3号）
- (6) パートナーシップ宣誓証明書の写し又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第6条 前条の支援金の交付を申請できる期間は、支援金の交付を受ける年度の2月末日（その日が深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日）までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、交付の可否を決定したときは、深谷市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付決定を受けた者は、深谷市移住支援金交付請求書(様式第~~6~~-5号)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次に該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金を返還させることができる。

(1) 住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が属する世帯の全ての世帯員が、第7条の交付決定の日から1年を経過するまでに、取得した住宅に居住しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、深谷市移住支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条第1項第1号の規定により支援金を返還させるときは、次に掲げる区分に応じて返還額を決定し、深谷市移住支援金返還命令書(様式第~~8~~-7号)により支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

(1) 交付決定の日から1年以内の該当 支援金の全額

(交付手続の特例)

第11条 支援金の交付の手続については、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成18年深谷市規則第59号)に規定する確定通知は、省略するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の見直し)

2 市長は、支援金支出の効果検証を行い、その結果に基づいて令和10年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助項目	要件	補助対象経費	支援金の額
テレワーク 設備補助	申請時に所有する住宅でテレワーク（情報通信技術を活用し、時間及び場所を有効活用できる柔軟な働き方をいう。）を行っていること。	テレワークスペースに係る備品（※1）、及びオフィス機器（※2）の購入費並びに通信環境整備費（※3）	テレワークスペースに係る備品及びオフィス機器の購入費並びに通信環境整備費の2分の1の金額（10万円を上限とする。）
引越費用 補助	申請時に所有する住宅への引越しに際し、引越業者又は運搬業者を利用していること。引越しについて、他の公的制度による補助等を受けていないこと。	引越業者又は運搬業者に支払う荷物の運搬に要する費用。補助対象者自身が運搬するための費用（レンタカー代等）等は対象としない。	引越業者又は運搬業者に支払う荷物の運搬に要する費用の2分の1の金額（10万円を上限とする。）勤務先から引越しに係る補助や支援等を受けた場合には、当該費用を控除した額とする。
新生活 支援 （※4）	基本額	申請の日において、申請者が所有する住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であること。	3万negi
	加算額① 子ども加算	申請時、世帯に18歳未満の子どもがいること。	3万negi
	加算額② 県外加算	住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が、埼玉県外から移住した者であること。（転入1年前までに埼玉県内に住所がないこと）	3万negi
	加算額③ Uターン 加算	住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が過去に深谷市に住んでいたこと。（転入1年前までに深谷市に住所がなく、それ以前に深谷市に住所があること）	3万negi

（※1）テレワークスペースに係る備品とは、パーテーション、ホワイトボード又はデスクライトをいう。

（※2）オフィス機器とは、PC、タブレット、マウス、キーボード、テンキー、ディスプレイ、プリンタ、スキャナー、Webカメラ、マイク、スピーカ又はシュレッダーをいう。

（※3）通信環境整備費とは、光回線若しくはモバイルWi-Fi新規契約費用又はルーター購入費用をいう。

（※4）新生活支援については、基本額及び該当するものに係る加算額を合計した額を地域通貨ネギーにより支給する。